

ご存知ですか？水道・下水道料金の減免制度

町では、災害や故障、生活困窮などの場合に、給水料や下水道使用料を減免することができるように、条例で規定しています。

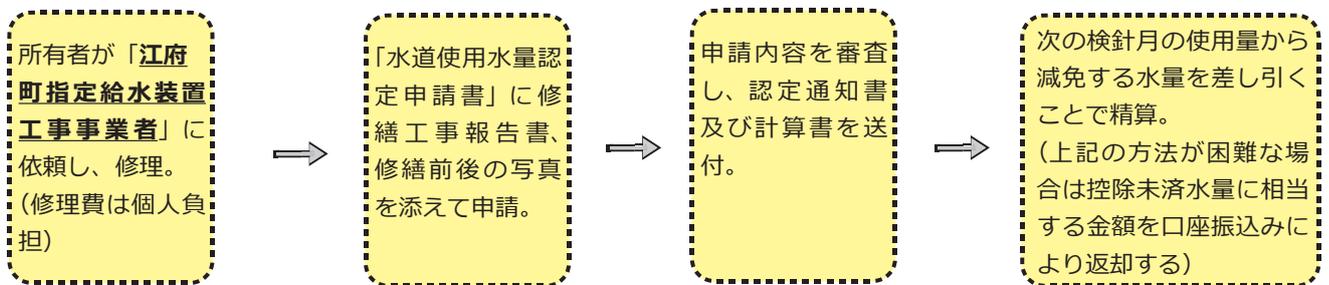
次の様な場合には、申請により減免が可能となりますので、産業建設課までお問い合わせください。

■給水料■

宅内の給水装置（水道メーターから各家庭内にあるもの）の故障による漏水で使用水量が多量になった場合。ただし、次のいずれかに該当し、修繕したときのみ減免の対象です。

- ①災害等の不可抗力で給水装置が破損したことにより漏水したとき。
- ②給水装置の破損が故意または過失によるものではないとき。
- ③破損箇所が、地中、壁内に配管された場所であること。又はその他の箇所で、所有者が適正な管理義務を怠っていないとき。

★減免申請、認定の流れ



※漏水が少量の場合、発見できないことがあります。

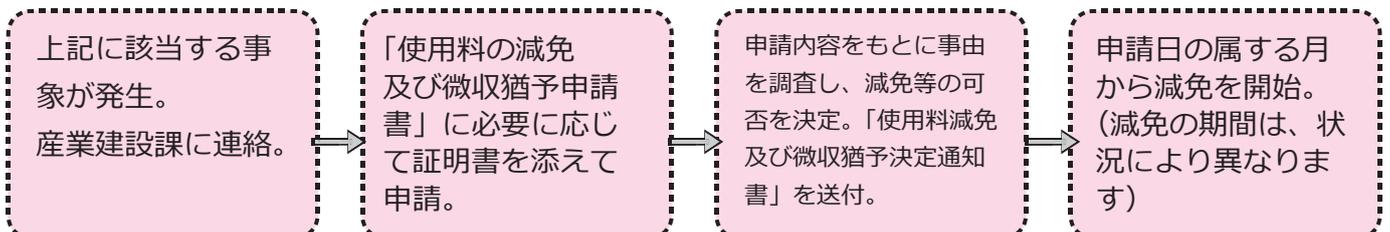
※修繕箇所が不明な場合や、申請方法について確認したい場合などは、産業建設課までお問い合わせください。

■下水道使用料■

農業集落排水、林業集落排水、特定環境保全公共下水道の使用料は、均等割額と人数割額（住民基本台帳等に基づく人員）により算定しています。ただし、次に該当する場合は申請により全額免除又は減額になります。

- ①生活保護法の規定により生活扶助を受けている世帯。
- ②世帯主等が死亡又は長期の療養もしくは病弱のため就労不可能で特に生活が困難と認められる世帯。
- ③災害等により使用料を納付することが困難であると認められるとき。
- ④火災、風水害その他天災により建物が被害を受け、排水施設を使用出来なくなったとき。
- ⑤長期の入院、入所等やむを得ない事情により世帯員が不在になったとき。（概ね6か月以上）

★減免申請、認定の流れ



★水道、下水道についてのお問い合わせは…産業建設課（0859-75-3306）